しかし，公職選挙法204条に基づき選挙人が提訴する選挙無効訴訟は，飽くまで当該選挙において選挙人の権利が，選挙の無効をもって応ずべき程度にまで実質的に侵害されたこと（以下，かかる状態を「実質的侵害」という。）を理由として認められるものであると解すべきであるから，当該選挙区における投票価値の較差が，議員１人当たりの選挙人の数が最も少ない選挙区と対比して憲法上求められる投票価値の平等を侵害するに至っているとまでは評価し得ない程度に止まる場合には，当該選挙人の権利が実質的に侵害されているということはできないものというべきである。

したがって，かかる場合においては，全国の選挙区間の議員１人当たりの選挙人の数を対比した場合に，その投票価値の平等に著しい較差があって，その選挙を無効と評価すべき場合であっても，原告たる選挙人の属する選挙区における投票価値の較差が些程大きくなく，原告の選挙人として有する投票の権利それ自体が実質的に侵害されているといえない以上，かかる原告の請求は棄却されるべきことになる（なお，前掲昭和51年大法廷判決の岡原昌男裁判官外４名の反対意見は，選挙の効力に関して私見とは異なる立場ではあるが，各選挙区ごとにその較差に応じて選挙の効力を論じているのであって，参照されるべきである。）。

なお，投票価値の較差を理由とする選挙無効判決の効力について上記のとおりの見解を採った場合，選挙無効の判決がなされるのはその較差が著しい選挙区に限られるところから，その判決により失職する議員数は限定される。それに加えて投票価値の較差の問題が生ずることのない比例代表選挙により選出される議員の総数及び半数の非改選議員の存在と相俟てば，投票価値の較差を理由とする選挙無効の判決がなされても，それによって参議院の機能が不全になるとの事態が生ずることは想定されないのである。

そこで，本件についてみるに，上告人の選挙区と議員１人当たりの選挙人の数の最も少ない選挙区との投票価値の較差は，参議院議員選挙法制定時の選挙区間の最大較差１対2.62を大きく上回る１対5.00に及ぶのであって，上告人の選挙人として有する投票の権利が実質的に侵害されていることは明らかである。

７　選挙法改正への国会の動き

多数意見にて述べるとおり，参議院議長の諮問機関である参議院改革協議会の下に，平成20年６月，従来の専門委員会とは別に改めて専門委員会が設置されて，平成20年12月９日から平成22年５月14日迄に６回の協議が行われた。その専門委員会での検討を踏まえて，上記参議院改革協議会において，同年７月に行われる通常選挙（本件選挙）に係る定数較差是正は見送り，平成25年に施行される参議院議員通常選挙に向けて選挙制度の見直しを行うこととされ，平成23年中に参議院選挙制度改革の公職選挙法改正案を国会に提出するとの工程表が了承された。

ところで，本件選挙後，上記の選挙制度改革への動きは一旦止まったが，平成22年12月に参議院の正副議長と各会派代表による「選挙制度の改革に関する検討会」が設置され，西岡参議院議長は，同年12月，選挙区選出議員につき全国を９ブロックに分けた選挙制度試案を公表し，また平成23年４月には，その修正案を提案した。

それらの提案を受けて各党でも種々の案が検討されていたが，西岡議長が死去したことにより，その論議は一旦中断した。そして，平成23年12月７日，平田健二参議院議長就任後初の選挙制度の改革に関する検討会が開催され，同検討会の下に各会派の実務者によって構成される選挙制度協議会が設けられ，平成23年12月14日以降数回の会議が開催された。

そのような経緯を経て平成24年８月28日に，神奈川県と大阪府の両選挙区の選挙区選出議員を各２名増員し，他方，福島県と岐阜県の両選挙区の選挙区選出議員を各２名減員することを内容とする公職選挙法改正法案が国会に提出されたが，会期内に成立に至らず次の国会に継続審議となった。しかし，同案が成立しても選挙区内の最大較差はなお4.75倍に達しているのであって，上記のとおり当大法廷判決において繰り返し求めてきた選挙制度の抜本的な見直しとは程遠く，平成６年，平成12年及び平成18年の各改正と同様に，当面の弥縫策を更に繰り返すものにすぎないと評さざるを得ない（なお，同法案の附則には，「平成28年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて，参議院の在り方，選挙区間における議員１人当たりの人口較差の是正等を考慮しつつ，選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い，結論を得るものとする。」との規定が設けられているが，前記のとおり，平成20年に設置された参議院改革協議会において，平成25年に施行される参議院議員通常選挙に向けて選挙制度の見直しを行うこととされ，その工程表まで作成されながら，それが反故にされて今回の提案に止まっていることからして，上記法案の附則がそのまま国会で可決されたとしても，そのとおりに実行されるかについて，なお疑念が残るといわざるを得ない。）。

８　まとめ

以上検討したとおり，何らの合理的理由もなく選挙区間における投票価値が４倍を超えるという違憲状態が長期間に亘って継続し，かつ，その解消のための選挙制度の抜本的改正の必要性が最高裁判所大法廷判決によって繰り返し指摘されてきたにもかかわらず，その改正作業に着手することなく施行された本件選挙は，憲法に反する違法な選挙制度の下で施行されたものとして違法であるといわざるを得ない。そして，前回選挙以後も抜本的な選挙制度改革についての具体的な提案が国会に上程されるに至っていないという国会の著しい怠慢は座視するに忍びず，前回の選挙について事情判決によるべきであるとする意見と異なり，本件選挙については選挙無効の判決をなすべきではないかとも思慮される。

しかし，本件選挙が平成21年大法廷判決から９か月余で施行されたこと，本件選挙に先立って参議院議長の諮問機関である参議院改革協議会の下に設けられた専門委員会において，平成22年５月に制度改革の工程表が示され，平成23年中に参議院議員改革の公職選挙法改正案を国会に上程することが定められるなど参議院選挙制度改革に向けた具体的な方針が提示されていた等の諸事情を考慮すれば，本件選挙については，なお事情判決の法理によって処理するのも已むを得ないものと思料する。

なお，７項で述べたとおり，本件選挙以後の参議院選挙制度改革に向けた国会の動きは余りに緩慢であり，本件選挙前に目標とされた平成23年中に参議院議員選挙の抜本的改革を内容とする公職選挙法の改正案は上程されぬままに終わり，前述の平成25年参議院議員通常選挙までに上記改革を内容とする選挙制度の改正法案を提出することを目途とするとの工程表は完全に反故にされ，同通常選挙は上記の４増４減という当面の弥縫策を施した上での現行法の枠組みで実施することが提案されている。

しかし，憲法違反の状態を放置し，司法からの繰り返しての警鐘に対しても何ら真正面から応答しない国会の姿勢をそのまま放置することは，到底認められるものではない。もし平成25年参議院議員通常選挙が上記のとおりの当面の弥縫策（選挙区間の議員１人当たりの最大較差１対4.75）を施した上で，現行法の枠組みの下で行われるならば，当審として選挙無効の判断をもって対処すべきものと考える。

裁判官須藤正彦の反対意見は，次のとおりである。

私は，参議院に求められる独自性を考慮した上，多数意見の依拠する基本的な判断枠組みの下で考察したところ，多数意見の結論とは異なり，本件定数配分規定は憲法に違反し，したがって本件選挙も違法であるとの見解に至った。その理由は以下に詳述するとおりであるが，骨子は，第１に，現行選挙制度が合理的な理由なく投票価値に不平等を生ぜしめるものとなっているという点において，第２に，これに対し，当審が遅くとも平成18年には現行の選挙制度の枠組みの見直しを促したといえるメッセージを示したにもかかわらず，今日に至るもそれが確としてなされないままで投票価値の著しい不平等状態が維持されているという点において，国会の裁量権の限界を超えているということである。

１　憲法の二つの求め

⑴　憲法は，参議院議員の選挙制度の決定を国会の裁量に委ねているが（44条，47条），同時に，第１に，選挙における投票価値の平等を直接に求めているというべきである（14条１項，44条）。選挙権が主権者たる国民の参政権としてとりわけ重要な権利であることに照らせば，それは民主主義の根幹に関わる根本的な求めであって，それについて譲歩を求めることは特に合理的理由が要求され，それが認められない限り許されないというべきである。第２に，憲法は，国会について二院制を採用しているところ，両議院が立法機関としてほぼ対等の権限を有することで相互の抑制と均衡で立法活動を慎重ならしめることに意義を認めつつも，それらが同じ役割を果たすにしかすぎないのであれば二院制の価値が十分に発揮され難いことに鑑み，参議院と衆議院とで違った役割を果たさせることとし，そのために参議院議員の選挙制度も，参議院が独自の役割を発揮するのにふさわしいものとすべく，衆議院議員の選挙制度とは異なったものとなることを求めているというべきである。